



がん保険
(無解約払戻金型)

契約概要・注意喚起情報

- この「契約概要・注意喚起情報」には、通信販売(郵送による申込み)で取扱う商品に関する内容が記載されています。
- 申込みにあたって「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページからご確認ください。送付を希望される場合は、「はなさく生命通販受付ダイヤル(0120-8739-77)」までお申出ください。

重要 必ずお読みください。

契約概要 ご契約内容等に関する確認事項

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関して**特にご確認いただきたいこと**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載の給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- 給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

1 商品のしくみ

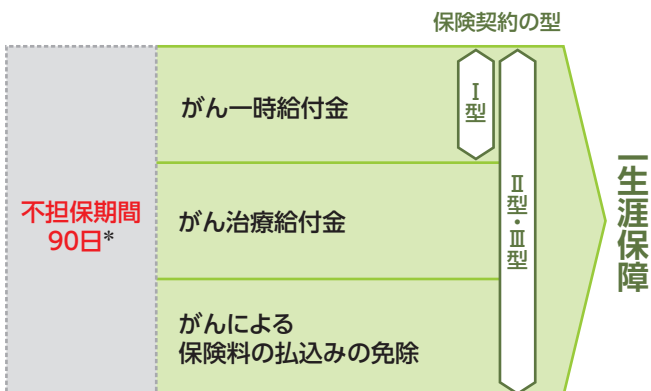
- この商品は、保険契約の型に応じて、がんと診断確定された場合や、がんによる入院または所定の通院をされた場合を一生にわたって保障する商品です。

※お申込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書の該当箇所を必ずご確認ください。



- がんに対する保障は、責任開始日から90日間は不担保期間となるため、不担保期間が経過した後に開始します。

がん保険(無解約払戻金型)



*責任開始日から90日経過後に保障を開始します。

2 保障内容

■この商品で支払われる給付金等は、次のとおりです。
詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に限り、(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します。)

〈保険契約の型: I型の場合〉

給付金等名称・支払事由等の概要	支払額	支払限度
がん一時給付金 がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	がん一時給付金額	1回

〈保険契約の型: II型の場合〉

給付金等名称・支払事由等の概要	支払額	支払限度
がん一時給付金 がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	がん一時給付金額	1回
がん治療給付金 がん(上皮内がんを含む)で1日以上入院または所定の通院(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院)をされたとき	1カ月につき、がん治療給付金額	支払回数無制限(同一月に1回)
がんによる保険料の払込みの免除 がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	(以後の保険料の払込みを免除)	—

〈保険契約の型: III型の場合〉

給付金等名称・支払事由等の概要	支払額	支払限度
がん一時給付金 初回: がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき 2回目以後: がん(上皮内がんを含む)で1日以上入院または所定の通院(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療のための通院*)をされたとき	1回につき、がん一時給付金額	支払回数無制限(1年に1回)
がん治療給付金 がん(上皮内がんを含む)で1日以上入院または所定の通院(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院)をされたとき	1カ月につき、がん治療給付金額	支払回数無制限(同一月に1回)
がんによる保険料の払込みの免除 がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	(以後の保険料の払込みを免除)	—

*ホルモン剤治療のための通院は含みません。

■保険契約の型にかかわらず、所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。(原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限り、)

【保障内容に関する注意事項】

被保険者が死亡された場合、ご契約は消滅し、保障はなくなります。
また、この商品に死亡保険金はありません。

がん保険(無解約払戻金型)について

●がん一時給付金は、保険契約の型に応じて、次のいずれかの支払事由に該当したときにお支払いします。

支払事由の概要	
初回	2回目以後 (直前の支払事由該当日の1年後の応当日以後)
I型・II型・III型	III型のみ
責任開始時以後に初めて所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき (責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します)	責任開始時以後に診断確定された所定のがん(上皮内がんを含む)の治療のため、1日以上入院または次のいずれかの通院をされたとき ・所定の手術のための通院 ・所定の放射線治療のための通院 ・所定の抗がん剤治療のための通院(ホルモン剤治療のための通院は含みません)*

*公的医療保険制度にもとづく医科(歯科)診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。

●がん治療給付金は、責任開始時以後に診断確定された所定のがん(上皮内がんを含む)の治療のため、1日以上入院または次のいずれかの通院をされたとき(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します。)

- ・所定の手術のための通院
 - ・所定の放射線治療のための通院
 - ・所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院*
- *公的医療保険制度にもとづく医科(歯科)診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。

●通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、がん治療給付金の支払事由に該当する通院をされた日とします。

- がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始時以後に初めて所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します。)
- がん一時給付金、がん治療給付金のお支払いや、がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に限りです。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、ご契約は無効となります。
- 保険契約の型がI型の場合、がん一時給付金をお支払いしたときには、がん一時給付金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

3 保険期間・保険料等

- 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は次のとおりです。

保険期間	終身
保険料払込期間	終身
保険料払込回数	月払(年12回払込み)
保険料払込経路	<input type="checkbox"/> 座振替扱 <input type="checkbox"/> クレジットカード扱

4 解約払戻金

- この商品は、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

5 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

6 その他の注意事項

- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- ご契約後に、給付金額の増額、ご契約時に選択した型の変更をすることはできません。
- 通信販売(郵送申込)では、取扱いのない特約、保険料払込期間、保険料払込回数等があります。通信販売(郵送申込)以外の申込みの経路をご希望の場合は、「はなさく生命 通販受付ダイヤル」にご連絡ください。

7 引受保険会社

- 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社(日本生命グループ)です。

通信販売用(郵送申込)商品の保障内容や、申込書類の記入方法等のご不明点、その他保険加入に関するお問合せは「はなさく生命 通販受付ダイヤル」にご連絡ください。

はなさく生命 通販受付ダイヤル

 **0120-8739-77** (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 8:00～19:00
土日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、「はなさく生命 お客様コンタクトセンター」にご連絡ください。

はなさく生命 お客様コンタクトセンター

 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

注意喚起情報 ご契約に関する注意事項

この「注意喚起情報」には、**特にご注意ください**ことや**不利益となること**を記載しています。

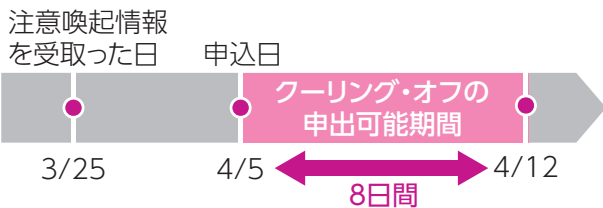
- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となることがありますので、十分ご注意ください。
- 給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

1 クーリング・オフ制度

保険契約の申込日*または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

*通信販売（郵送申込）の場合、申込日とは当社が申込書を受領した日をいいます。

クーリング・オフ〈例〉



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

●書面による場合

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- ① 申込みの撤回等をする旨
- ② 申込みの撤回等をする理由（任意）
- ③ 保険商品名
- ④ 申込者または契約者の住所・電話番号
- ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署）

【書面の送付先】

〒100-8691
日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社
クーリング・オフ受付担当 行

●電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内（8日以内）に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

2 健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。なお、告知いただいた内容（傷病歴・通院事実等）により、後日追加の詳しい告知等が必要になることがあります。
- 生命保険募集人*1には告知を受ける権限がありません。そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
*1 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
- 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。なお、特別な条件*2をつけてお引受けする場合*3や、お断りする場合があります。
*2 特別な条件は次のとおりです。
・特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）
*3 この場合には、「特別条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。

なお、責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、保険契約を解除することがあります。

- 保険契約を解除した場合、給付金の支払事由等に該当していても、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約を取消することがあります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3 責任開始(保障の開始)

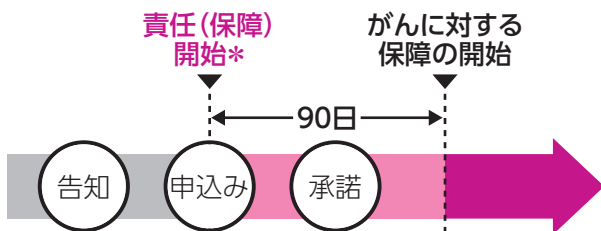
当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込み*と告知がともに完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

- *通信販売(郵送申込)の場合、申込みの完了とは当社が申込書を受領することをいいます。

- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始(保障の開始)〈例〉

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。ただし、がんに対する保障は責任開始日から90日経過後に開始します。



*告知が申込みより遅い場合には、告知が完了した時から責任(保障)を開始します。

- 生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。

*募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

4

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。

- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。

- 一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。

また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは **2** 健康状態等の告知義務をご確認ください。

- 新しい保険契約については、責任開始時前または責任開始日から90日以内の不担保期間中にがんと診断確定された場合、がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。

(新しい保険契約のがんに対する保障の開始前に現在加入しているがんを保障する保険契約を解約すると、がんに対する保障のない期間が発生しますが、現在加入している保険契約が所定の条件を満たす当社のがん保険契約の場合、「がん保険契約の乗換に関する特則」を適用することにより、保障期間を途切れさせることなく、新たに当社のがん保険契約に乗換えることができます。)

- 新しい保険契約については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時に生じている場合等には、保険料の払込みの免除ができません。

- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

5 保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。**

猶予期間のイメージ

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについてSMS(ショートメッセージサービス)*や郵送等によりお知らせする場合があります。そのため、当社にご登録いただいた通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

*携帯電話番号を宛先として短い文字メッセージを送受信できるサービスのことをいいます。

6 給付金等の請求

給付金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 給付金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

- ご契約内容によっては、複数の給付金の支払事由に該当することがあります。

- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。

- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- **支払事由に該当しない場合**
責任開始時前にかんがんと診断確定されていたとき 等
- **責任開始日から90日以内にかんがんと診断確定された場合**
(この場合、保険契約は無効となります。)
- **告知義務違反により、保険契約が解除された場合**
- **詐欺や給付金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約が取消・無効とされた場合**
- **給付金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、保険契約が解除された場合**
- **保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合**

8 解約と解約払戻金

この商品は、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

9 確認担当者による申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等を確認することがあります。

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

通信販売用(郵送申込)商品の保障内容や、申込書類の記入方法等のご不明点、その他保険加入に関するお問合せは「はなさく生命 通販受付ダイヤル」にご連絡ください。

はなさく生命 通販受付ダイヤル

 **0120-8739-77** (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 8:00～19:00
土日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、「はなさく生命 お客様コンタクトセンター」にご連絡ください。

はなさく生命 お客様コンタクトセンター

 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

通信販売用(郵送申込)商品の保障内容や、申込書類の記入方法等のご不明点、
その他保険加入に関するお問合せは「はなさく生命 通販受付ダイヤル」にご連絡ください。

はなさく生命 通販受付ダイヤル

 **0120-8739-77** (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 8:00～19:00 / 土日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

「はなさく生命 通販受付ダイヤル」のオペレーターは、
告知を受ける権限および契約締結の代理権を有しません。

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

〈はなさく生命 通販受付ダイヤル〉 0120-8739-77